

議会運営委員会記録

令和7年12月4日 (木)
開議 16 時 36 分
閉議 17 時 42 分
第4委員会室

[委 員] 岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、
西田清久委員
[議長団] 濵谷議長、笹田副議長
[委員外議員] 森谷議員
[執行部] 山根総務部長、~~末岡~~総務課長、小林財政課長、森山総務管理係長
[事務局] 下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

議 題

- 1 令和7年12月浜田市議会定例会議について
 - (1) 追加付議事件及び付託案について 資料1-1、1-2
 - (2) その他

- 2 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について 資料2

- 3 特別委員会の設置について 資料3

- 4 議員控室について 資料4

- 5 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[16 時 36 分 開議]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和7年12月浜田市議会定例会議について

(1) 追加付議事件及び付託案について

○岡本委員長

執行部から説明をお願いする。

○総務部長

追加提案を予定しているのは、条例が3件、補正予算が4件の合計7件の付議事件と、報告が2件である。別冊の提案条例説明資料の1ページ議案第95号、浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について、令和7年人事院勧告及び令和7年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額と期末手当・勤勉手当の支給割合、一般職の職員の給料表、初任給調整手当、宿日直手当と期末手当・勤勉手当の支給割合、会計年度任用職員の給料表について、一括で所要の改正を行うものである。改正する条例は、記載の浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、浜田市職員の給与の支給に関する条例、浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の3条例である。概要は、一つ目の浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正では、特定任期付職員の給料月額、期末手当の改定を行うものである。二つ目の浜田市職員の給与の支給に関する条例の改正では、職員の給料月額、医師の初任給調整手当、宿日直手当、期末・勤勉手当の改定を行うものである。三つ目の浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正では、会計年度任用職員の給料月額の改定を行うものである。施行期日は公布の日とし、適用期日は、期末・勤勉手当の改正規定は令和7年12月1日、それ以外の改正規定は令和7年4月1日とする。

続いて、説明資料の4ページ議案第96号、浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてである。令和7年人事院勧告、令和7年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改定等を考慮し、期末手当の支給割合について所要の改正を行うものである。概要としては、期末手当の支給割合を0.05月増の年間3.50月とするものである。施行期日は公布の日としており、適用期日は令和7年12月1日としている。

続いて、資料の5ページ議案第97号、浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてである。改正の概要は、議案第96号と同様である。

議案第98号、令和7年度浜田市一般会計補正予算（第7号）については、別冊の説明資料1ページ1の編成概要について、今回の補正予算は、議案第95号、議案第96号及び議案第97号で提案した条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員を含む職員の人件

費、議員の人物費、特別職の職員の人物費及び各特別会計及び下水道事業会計に対する繰出金について調整を行うとともに、人事異動等による調整を行うものである。2の予算規模は、補正額は7,749万9,000円の追加で、補正後の予算額は458億3,809万4,000円としている。3の補正事項及び2ページの1歳入歳出予算総括表の歳入については、説明資料のとおりである。次に歳出については、3ページの事業別補正事項について、全ての事業が給与改定及び人事異動等に伴う人物費等の調整であるため、整理番号ごとの説明は省略をさせてもらうが、議員の人物費については議案第96号で説明した人物費の調整を行うもの、特別職の職員の人物費については議案第97号で説明した人物費の調整等を行うもの、また、会計年度任用職員を含む職員の人物費については議案第95号で説明した人物費の調整を行うとともに、併せて人事異動等により調整を行うものである。このほか、各特別会計及び下水道事業会計に対する繰出金については、一般会計と同様に、各会計において人物費の調整を行うものである。

議案第99号、令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についても、別冊の説明資料の1ページ、給与改定及び人事異動等に伴う人物費等の調整で、補正額は1,831万2,000円の増額、補正後の予算額は60億9,521万5,000円である。

議案第100号、令和7年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についても、別冊の説明資料の1ページ、給与改定及び人事異動等に伴う人物費等の調整で、補正額は457万4,000円の減額、補正後の予算額は10億4,455万8,000円である。

議案第101号、令和7年度浜田市下水道事業会計補正予算（第1号）についても、別冊の説明資料の1ページ、給与改定及び人事異動等に伴う人物費等の調整で、補正額は、収益的収入及び支出の収入が591万8,000円の減額で、補正後の予算額は9億5,384万円、支出が590万4,000円の減額で、補正後の予算額は9億6,537万7,000円。資本的収入及び支出の収入が4万2,000円の減額で、補正後の予算額は17億8,644万1,000円、支出が4万2,000円の減額で、補正後の予算額は20億9,266万5,000円である。

報告第25号及び第26号は、事故の損害賠償の額の決定に係る専決処分であり、いずれも市道施設に係る事故による損害賠償の額を決定するものである。損害賠償の額、相手方及び専決日は記載のとおりである。

また、12月定例会議の最終日において、物価高騰対策に係る補正予算の追加提案を予定しているので、議会運営委員会の開催をお願いしたいと考えている。

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

12月8日月曜日の議案質疑の日に追加提案がある。市長追加提出議案7件の内訳としては条例関係が3件、補正予算関係が4件である。付託先は、条例関係3件は総務委員会に、補正予算については4件とも予算決算委員会に付託を予定している。市長報告事件については、諸般の報告となる。

○岡本委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

○森谷議員

様々なことをやるのに、予定に入っていないのでできないといった答弁があったが、気軽に7,000万円とか3,000万円とか使われている。これらは交付税が同額出るのか。それともどこから財源を繰っているのか。

○岡本委員長

ただいまの森谷議員の質問は、予算決算委員会に関することなので、次に移る。

(2) その他

○岡本委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席となるが、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部は退席となる。

(執行部退席)

2 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

前回の委員会で、請願者及び陳情者が住所等の公開について本人が承諾している場合は公開するのが良いのではないかという意見をもらった。委員会で了承を得られたので、資料のとおり改正案を作成している。請願者及び陳情者が住所、氏名、印影又は電話番号の公開を承諾しない場合以外は、全て公開するという内容である。

○岡本委員長

この件については前回の委員会で了承されているので、この案のとおり、浜田市議会請願・陳情等取扱要綱を改正することで良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、改正することに決定した。事務局は、改正後、Side Books等のデータについて更新後、LINE WORKSで全議員への通知をお願いする。

3 特別委員会の設置について

○岡本委員長

各会派での協議結果の報告を浜風の郷の村木委員からお願いする。

○村木委員

前回の委員会でもあったが、委員会の数は一つ、多くて三つという話もあった。その中で、各会派から出ている資料を見ると、類似するものは色分けもしてある。ハ

ラスマントの関係と、議員定数を含めた議会活性化に関するところが複数の会派からも出ているので、ハラスマント防止条例と議員定数や議会活性化、この二つをもって特別委員会を設置するのが一番良いのではないかという結果となった。

○岡本委員長

創政クラブ、大谷委員。

○大谷委員

当会派については、設置する委員会は一つないし二つが良いと考えている。議員定数を含めた活性化委員会については、議員定数も入っているので、早急に委員会を設置して早く結論を出し、市民の声に応えていく必要があると考えている。加えて、他会派からも出ているハラスマントに関しても大事な問題であるので、活性化委員会の中で協議していくことで対応ができると思っている。とりわけ議員定数については、先ほど早急に結論を出したいと言った。定数減については、おおむね他会派も、このたびの選挙を踏まえると、可とする方向ではないかと推察する中で、幾つまで減らすかという討議があると思うが、多くの時間はかかるんだろうと推察するところである。その流れの中で、活性化に向けて、ハラスマントについても協議をしていく方向性で、一つで良いと考えている。聞くところでは、執行部側でもハラスマントについては対応していくことがあるので、その様子を見ながらやっていくことが適切と考えている。

その他、委員会設置の提案が出ているが、今回のところで設置とするのではなく、さらなる協議をしながらどうするか、常任委員会等の動きも見ながら、やるべきことは実施していく方向性が良いのではないかと考える。

○岡本委員長

市民クラブ、小川副委員長。

○小川副委員長

数については、できれば一つ、多くても二つだろうということになった。特に定数の関係は今回ではなく2年後ぐらいでも良いのではないかという議論があったが、他会派からも今回出ており、今回の選挙を受けて、最初からテーマとして入れても良いのではないかということになった。議会改革や議会活性化とも関連するので、その部分で一つの特別委員会でやってはどうかと思う。名称については、その2点についての趣旨が一致すれば、特にこだわらないということにしている。

○岡本委員長

公明クラブ、柳楽委員。

○柳楽委員

議員定数検討ということだけで出したが、他会派の意見の中で、議会活性化、ハラスマントのことが提案されている。できれば特別委員会の数は多くないほうが良いということであるので、議員定数、議会活性化を併せた中でハラスマントを含んでいく形が良いのではないかと思う。

○森谷議員

白紙なのは理由がある。2年かけてやるべきと言われたからである。なぜこんなに時間がかかるのか。それなら自分でやろうと思い、スピードがなさ過ぎるのではないかと思ってである。

○岡本委員長

各会派の意見を聞いた。少しまとめると、議員定数と議会活性化については、おおむね皆が念頭に置いており、その中にハラスメントの部分を入れ込むか、もしくは別にするかという点である。取りあえず、一つ一つまとめたいと思う。まず、議員定数と議会活性化については、この方向で進めて良いか。

○足立委員

確認であるが、この方向で進めて良いかというのは、浜風の郷が提案した内容ということで良いか。

○岡本委員長

皆の意見では、議員定数と活性化については了承されたと思うので、まずそれは委員会として成立させておきたいと思っている。その上で、ハラスメントを入れ込むのか、別なのかということについては、一緒にしてしまうと、なかなかまとまらないだろうと判断するので、理解してほしいが、いかがか。

○足立委員

分かった。

○岡本委員長

それではまず、名称は、議員定数等議会活性化特別委員会という名称で良いか。

(「はい」という声あり)

○柳楽委員

ハラスメントの部分をここに入れ込むのか、それとも別にするのかについて、今の感覚では、別にすると受け取れるが、いかがか。

○岡本委員長

今回、入れ込まない方向でまとめられれば良いが、いろいろ考えがあるかもしれない。取りあえず、各会派の意見では、議員定数等議会活性化については、皆が認めてもらったと思うので、そこは成立させておこうという提案である。成立した上で、ハラスメントを別にするのか中に入れて検討するのかは、次の段階、もしくは今日中にまとまればまとめたいと思うが、まずはこの部分だけは一つの形としておきたい。

○柳楽委員

理解した。

○岡本委員長

設置の目的については、多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備、様々な状況に基づき、適正な議員定数の在り方について議論・検討を行うため、これまでの議会改革の取組の検証を行いつつ、より開かれた議会を目指したいと思うが、良いか。

○西田清久委員

議員定数等議会活性化特別委員会という名称はほぼ決定で、これまでの議会改革

推進特別委員会で協議してきた残りの部分をやるということなので、プラスアルファの活性化という部分についての中身は、これから協議するということか。

○下間局長

議案として出すときには、もう少し簡略化したような目的や調査事項にしておいて、委員会を開いてから、どのようなことをしていくかを特別委員会の中で決めていくのが良いと思う。例えば、浜田市議会における次期改選期の議員定数及び議会活性化に係る調査及び検討を行うことを目的とするといった簡略化したものにしておき、その中で、立候補しやすい環境整備や定数といった申し送りの部分を検討していくのかと思う。設置目的や調査事項を議案として出す際に、先ほど言わされたものをそのまま載せなくても良いと思う。

○西田清久委員

議会改革から議会活性化という名前に変わったということは、これまでの議会改革をそのまま引き継ぐのではなく、プラスアルファで、今までの議会改革は様々な改革を行った結果、議員の仕事量も増え、議員活動が活発になってきたのがこの数年である。目的意識を少し変え、本当に議会が有効的な活動ができるような活性化というところで、また皆で協議して中身を出していけば良いと思う。

○下間局長

補足であるが、以前あった議会改革推進特別委員会の目的及び調査事項は、浜田市議会の議会改革に関する事項について調査及び検討を行うことを目的とする割と大まかなものであった。今回は、当市議会における次期改選期の議員定数及び議会活性化に係る調査及び検討を行うことを目的とするということで、議会改革という言葉を使わず議会活性化に変えただけではあるが、中身は、先ほど西田清久委員からあったように、前の部分を引き継ぎつつ新しい活性化のためのことを、特別委員会が設置された後に検討していくという流れである。

○西田清久委員

そうでないと活性化の意味がないと思う。これまで議員定数に関しては、改選直前の2年間でやっていたが、今回は、先々を考えると、ぎりぎりにならなくても早い段階で議員定数を決定したほうが、様々な市民が議員に立候補しやすい環境を考える上でも良いと思う。議員定数に関しては当然含め、早い段階1年以内ぐらいのペースでやってしまうのが良いと思う。

○岡本委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば、目的及び調査事項については、浜田市議会における次期改選期の議員定数及び議会活性化に係る調査及び検討を行うことを目的とするところで良いか。

(「はい」という声あり)

委員定数、選出区分について、各会派からの意見をまとめた表を見てもらうと、

正副議長から1名、各会派3名に対して1名、1人会派から1名の計8名という意見が多く見られるが、良いか。

(「はい」という声あり)

選出区分について、1人会派について、1人と皆から提案いただいているが、良いか。

(「はい」という声あり)

設置時期については、目的を達成するまでという意見をもらっているが、良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、宿題としていたハラスメントについて協議したい。ハラスメントについて、公明クラブ、創政クラブ、市民クラブからは、議会活性化に入れるということであるが、浜風の郷は別という話であった。

○足立委員

浜風の郷は、ハラスメント防止条例に関して、来年の10月に執行部側も条例制定をしなければいけないという期限が決まっていることを踏まえ、執行部が制定するものに対して、議会からも議会の思いを反映したハラスメント防止条例を策定することにより、双方がより良い防止条例が策定できるのではないかと考え、あえて独立した特別委員会を提案した。ゴールは来年の10月というのが明確になっており、議員定数等議会活性化の委員会に入れてしまうと、名称も含め変わってしまうのではないかと思い、独立させた。

○濱谷議長

条例制定は、特別委員会でなくても常任委員会でもできると思う。以前、福祉環境委員会で行ったことがある。特別委員会をたくさん設置するほどのことではないのではないと思う。

○森谷議員

常任委員会となると、案件によって、例えばパワハラなら総務委員会になってしまふのではないかと思い、私のような文教厚生委員会の委員は何も言えないということになりかねないから、もっと全体的な場が良いのではないかと思う。

○足立委員

議会全体で、ハラスメントに対して皆で一緒に取り組みたい思いがあった。確かに条例策定は常任委員会でできると議長が言われることももつともであると思うが、今回はゴールが近いというところもあり、あえて特別委員会で出したところがある。

○森谷議員

職員が客に対してハラスメントをしている場合もある。一方的に片方が悪いと決めつけないでほしい。

○西田清久委員

ハラスメント防止条例は必要であると思う。執行部は10月を目指して条例制定を指しているということであるが、議会は議会で並行して同じ条例を目指すのは、中身もそんなに大きく変わることはないと思う。執行部と歩調を合わせて進めていくのが

良いと考える。

○下間局長

来年の10月までの義務化は、新聞にも出てたように、厚生労働省が企業や自治体に対応指針を示すカスタマーハラスメント対策である。ハラスメントは非常に多くの種類がある。当市がどのようなハラスメントの条例を考えているのか具体的には聞いていない。執行部も、議会でハラスメント条例のようなものを検討する動きがあるというのを感じており、議会側がするのであれば、自分たちも協力をしたり、議論の中に加わったりすることはできると言っている。条例を検討するにしても、何のハラスメントかというところも考えておかないといけない。全てのハラスメントを防止するのは、もちろん大切なことで当たり前のことであると思うが、理念条例であれば割と簡単かもしれないが、罰則規定などを設けるとなると、どのような行為が罰則に当たるのかを細かく考えていかなければならなくなるので、すごく大変であると思う。

○足立委員

罰則規定はあくまでも最終的なところであると考えている。先ほど言われた理念条例がまずあり、同時にできれば一番良いがなかなか簡単にはいかないので、まずは理念をきちんと定めて、執行部側と歩調を合わせハラスメント条例を議会側としても制定したいという思いで、あえて特別委員会でという思いがあった。

○大谷委員

大事なことであるから進めるべきと思っているが、ハラスメント等の対象をどこまでするのか。実際に立ち上げた際に事務局側として対応がどうなのか。負担増というか、独立してやるのは大変ではないかという思いがしている。執行部がやろうとしていることに付随するような取組を、議会として意見をしていくほうが望ましいということであれば、独立した委員会でないほうが対応しやすいのではないかと考えている。

○足立委員

事務局の業務負担が増えていることも十分に理解できるが、事務局は事務局として、一方で、前回も二つの特別委員会があったように記憶している。また、議会側が先行して執行部がついてくる形は確かに大変だろうと思うが、あえて並走していくといふと思っている。そのためには、独立した特別委員会で設置するのが一番好ましいという思いがある。

○柳楽委員

執行部がやろうとしているということなので、様子を見ながら、議員定数等議会活性化特別委員会の中に入れておいて、互いの進み具合を確認し合いながらという形が良いと思う。

○小川副委員長

ハラスメント防止対策については重要な案件ということで、かつては協働のまちづくり特別委員会で視察に行ったことがある。条例制定については、執行部案の提案もあるし議会側からの提案もあるが、ちょうど1年前の時点では、カスタマーハラス

メントについて執行部は全く制定の方向性がなかった。1年間で少し様子が変わり、今回も一般質問で取り上げるようにしているが、執行部も10月ぐらいにという話も出てきた。実効性があつて本当に働く人たちを守れるような条例をつくるために、議会側としても一緒に取り組むべきである。様々なハラスメントがあるが、どこの常任委員会で担当するかとなると、常任委員会では網羅しきれないのではないかと思う。検討するとすれば、特別委員会が一番形としてはスマーズではないかと考える。先ほどの委員会に含めるほうが良いという意見であれば、一度持ち帰って検討するが、現段階では、独立した形で進めるべきではないかと考えている。

○足立委員

ハラスメントはカスタマーハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど様々な種類があり、それぞれ対応が変わってくる。議会活性化の中に含んで議論するというのは、議会活性化のほかの動きが難しくなるのではないかという思いもあり、単独にしてもらいたい。

○岡本委員長

会派で持ち帰り協議したいという案も出ているので、改めて次の委員会で各会派で協議してもらったものを、具体的なものも含め出してもらうことでお願いする。それから、議会事務局で、執行部がどのような動きをしているのか、執行部が主体なのかも含め、再度調整をお願いする。

○森谷議員

執行部は、10月にカスタマーハラスメントだけやると言っているが、こちらが執行部よりスピードアップしていろいろなものを盛り込むというのは当たり前のことではないか。執行部は所帯が大きくて遅い。議会側も1年前から気付いていたわけであろう。1年遅れて執行部が国から言われてやろうかということになった。半年も考えるなんて信じられない。1か月もあれば何とかなるのではないか。また、議会があるときに集まってやるのではなく、L I N E W O R K S があるので、やりとりすれば会議は進むと思う。

○岡本委員長

意見として受け止める。

4 議員控室について

○岡本委員長

前回の委員会で、正副委員長と事務局で素案を考え、確認してもらうことについていた。事務局から説明をお願いする。

○濱見次長

これまで議員控室の使用については明文化されたものもなく、前回の委員会で、他の市議会の例を参考に必要性について協議した。規程として定めたほうが良いと考えた項目及び内容について、正副委員長と事務局の案を示すので、皆で協議してもらいたい。まず、規程制定の目的について、規程の趣旨をうたい、浜田市庁舎管理規則

に従った上で必要な事項を定めるというものである。2の主な内容は、項目として規定をしようと思うものを全部で六つ考えている。1の使用目的について、本会議などの会議や休憩はもちろんであるが、そのほかに議会活動で使用できることとし、逆に、使用できない内容としては、議員個人の活動などを例として挙げている。2の控室の割当てでは、会派ごとに人数に応じて割当てをする。3の使用時間では、本会議などのないときは、事務局職員の執務時間内とする。4の開錠・施錠管理では、事務局職員が行う。5の遵守事項では、火気の管理、整理整頓のこと。6は報告義務のことを定めている。条文形式にしたもののが、規程案である。少し文言を整理する必要があるかもしれないが、示した項目を当てはめて条文形式にしたものである。項目が本日決まれば、追加・削除など、さらに詰めていきたい。

○岡本委員長

確認したいことはあるか。

○柳楽委員

使用できない内容のところにある一般市民とか団体との相談・要望活動であるが、このような場合には委員会室を使わせてもらうという認識で良いか。

○濱見次長

正副委員長と考えた中では、控室に招き入れるのはどうかという議論があった。例えば、議員の身を守るという観点もあり、ロビーなどで対応されているケースもあると思う。会派で意見交換をしたい場合は、議会活動であるので控室を使うこともあるだろうし、人数が多くれば委員会室を使うこともあると思う。ただ、個別の切羽詰まった相談事を控室で聞くというのは、難しいのではないかという考えがあった。

○柳楽委員

ロビーであると話しくいことがあるかもしれないが、そのような場合に委員会室の使用は可能なのか聞いた。

○岡本委員長

委員会室の使用は可能であるが、対象者がどのような状況か分からぬ中で、個室での対応は問題があるだろうということである。基本的には、駄目としようではないかという話になった。

○柳楽委員

控室のことは理解しているが、委員会室は空いていれば使えるということで良いか。

○笹田副議長

委員会室はあくまでも委員会のための部屋である。以前、議員の勉強会で控室を使ったことがあったが、それはよろしくないということになり、そのようなことであれば全く問題ないので、控室ではなく委員会室で対応してもらおうという話になった。

○柳楽委員

市民相談で、自宅が遠いため、来ていただくことも、相手方宅に行くのも難しい場合がある。そのような場合に、控室が駄目なのであれば、委員会室などを使用させ

てもらえるのであれば可能になるかと思った。

○森谷議員

使用できない理由が分からぬ。

○岡本委員長

事務局と正副委員長で、議員を守るためという観点も含めて整理したものである。

○森谷議員

市民との意見交換も議員の仕事である。

○大谷委員

控室をそのようなことで使用することは、控えたほうが良いと思う。

○柳楽委員

考え方として、控室が駄目というのは、一つの部屋に委員と市民が話をしている間に何か危険なことがあるかもしれないという観点からの話であると思う。委員会室も難しいということであれば、それで理解する。

○岡本委員長

議長団及び正副委員長で話した際は、ホールから先に部外者が行くことは避けたほうが良いという観点で話をした。ただし、講師を呼んで勉強会をするのは、全議員が受けるわけであるから問題はない。一対一になるような状況を避けるという意味で、委員会室も使えないということで良いか。

(「はい」という声あり)

○柳楽委員

もう1点。議員個人の事務作業というところであるが、家が遠いと、会議と会議の間の時間に、個人的な書類を作成しようと思う場合がある。家に帰って作業する時間がない急ぎのものを空白の時間で作りたいと思っても、議員の個人的な書類等の作成はできないとなると、どこで作業すれば良いのかという問題が出る。

○岡本委員長

気持ちは十分に理解するが、あくまで我々は議員であり、議員のための控室である。その品位を下げてはいけないと考える。ほかの場所、例えば、まちづくりセンターなども使えるようになっているので、その辺りで理解してもらえばと思う。

○柳楽委員

承知した。

○岡本委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

ただいま出た意見を踏まえ、更新したものを次回の委員会で確認してもらい、制定する流れで進めたいと思うが、このような流れで良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、そのように進めたいと思う。

5 その他

○岡本委員長

委員から何かあるか。

○村木委員

前回、保留となっていた議場での飲料の関係について、議場での飲みものは控えてももらいたいという意見もあったが、水分補給をする場所が必要という意見もあり、足元に置き、あとは自由に飲める環境を整えるという形で会派で話をした。できれば早い時期に決定してもらえばと思う。

○岡本委員長

次のような形でまとめている。飲む際は、控えめに、目立たないように飲むこと。飲み終わったら机の下に置くこと。机上に置いたままにしないこと。容器は問わず、ペットボトル、水筒など、紙コップへ移さなくても結構である。執行部も同様の扱いとする。このような案でいかがか。

(「異議なし」という声あり)

○足立委員

ラベルは剥がすのか。

○岡本委員長

常識の範囲でお願いする。

事務局は、改正後、S i d e B o o k s 等のデータを更新し、L I N E W O R K S で全議員への周知をお願いする。

次の議会運営委員会の日程を確認したいと思う。12月8日月曜日午後1時に第4委員会室で開催したいと思う。

(「はい」という声あり)

予定をお願いする。最後にお願いであるが、本日の議事について会派で共有するようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[17 時 42 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友